

人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律に
基づく 第三者損害賠償制度に関するガイドライン

令和元年 5 月 31 日 初版

内閣府宇宙開発戦略推進事務局

改訂履歴

版数	制定日	改訂内容
初版	令和元年 5 月 31 日	新規制定

目次

1. はじめに	2
2. 準拠文書	2
3. 用語の定義	2
4. 適用対象	5
5. 第三者損害賠償制度の概要	5
5.1. ロケット落下等損害に係る賠償責任関係.....	6
5.1.1. 無過失責任	6
5.1.2. 責任集中	8
5.1.3. 裁判所によるしん酌	10
5.1.4. 求償権の制限	11
5.2. 人工衛星落下等損害に係る賠償責任関係.....	13
5.2.1. 無過失責任	13
5.2.2. 裁判所によるしん酌	14
5.3. 打上げ実施者に義務付けられる損害賠償担保措置.....	15
5.3.1. 責任保険契約及び特定補償契約の締結.....	16
5.3.2. 供託	16
5.3.3. 相当措置	17
5.4. ロケット落下等損害を賠償することにより生ずる損失に対する政府の補償....	17
5.4.1. 補償契約に共通する事項	17
5.4.1.1. 補償契約の締結に関して.....	17
5.4.1.2. 契約期間と契約の効力.....	17
5.4.1.3. 契約期間終了後に発生した損害の取扱い.....	19
5.4.1.4. 補償料.....	19
5.4.1.5. 財務大臣協議.....	20
5.4.1.6. 政府が一会計年度に締結できる補償契約の契約金額の合計の上限....	20
5.4.2. 特定補償契約固有の事項	22
5.4.3. 超過補償契約固有の事項	22
6. 損害賠償担保措置の変更	23
7. 本ガイドラインの見直し	23

1. はじめに

本ガイドラインは、人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律、同法施行令、同法施行規則において定められた第三者損害賠償制度について解説するためのものである。

2. 準拠文書

準拠文書は、申請時点における最新版を使用すること。

- (1) 人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律（平成 28 年法律第 76 号）
- (2) 人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律施行令（平成 29 年政令第 280 号）
- (3) 人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律施行規則（平成 29 年内閣府令第 50 号）

3. 用語の定義

特に指定がない場合、本文中において使用する用語は、上述の準拠文書において使用する用語の例によるほか、本文中の用語・略語は下記を意味するものとする。

- ・ 法
人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律（平成 28 年法律第 76 号）
- ・ 政令
人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律施行令（平成 29 年政令第 280 号）
- ・ 規則
人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律施行規則（平成 29 年内閣府令第 50 号）
- ・ 人工衛星
地球を回る軌道若しくはその外に投入し、又は地球以外の天体上に配置して使用する人工の物体。例えば、地球観測衛星、測位衛星、通信衛星、静止軌道以遠を含む宇宙空間を飛行する探査機、他の天体の周囲や地表にて活動する探査機（ローバー等）、再突入機、ダミーマス等が該当する。
- ・ 人工衛星等
人工衛星及びその打上げ用ロケット

- ・ 人工衛星等の打上げ
自ら又は他の者が管理し、及び運営する打上げ施設を用いて、人工衛星の打上げ用ロケットに人工衛星を搭載した上で、これを発射して加速し、一定の速度及び高度に達した時点で当該人工衛星を分離すること
- ・ 制御再突入
人工衛星等を制御して、あらかじめ安全確保を図った、着地又は着水の地点や区域内へ落下させる再突入
- ・ 打上げ実施者
国内に所在し、又は日本国籍を有する船舶若しくは航空機に搭載された打上げ施設を用いて人工衛星等の打上げを行う者（以下「人工衛星等の打上げを行う者」という。）のうち、法第四条第一項の許可を受けた者
- ・ ロケット軌道投入段
地球を回る軌道又はその外に投入されるロケット機体
- ・ ロケット上段部等
ロケット軌道投入段及びその他のロケット由来の派生物
- ・ ロケット落下等損害
人工衛星の打上げ用ロケットが発射された後の全部若しくは一部の人工衛星が正常に分離されていない状態における人工衛星等又は全部の人工衛星が正常に分離された後の人工衛星の打上げ用ロケットの落下、衝突又は爆発により、地表若しくは水面又は飛行中の航空機その他の飛しょう体において人の生命、身体又は財産に生じた損害。ただし、当該人工衛星等の打上げを行う者と業務上密接な関係を有する者（当該人工衛星等の打上げを行う者の従業者及び当該人工衛星等の打上げの用に供された資材その他の物品又は役務の提供をした者及びその従業者（規則第二条））がその業務上受けた損害を除く。なお、上記において「全部の人工衛星が正常に分離された後の人工衛星の打上げ用ロケット」はロケット上段部等を含んでおり、これらの落下、衝突又は爆発による損害もロケット落下等損害に含まれる。
- ・ 特定ロケット落下等損害
テロリズムの行為その他その発生を保険契約における財産上の給付の条件とした場合に適正な保険料を算出することが困難なものとして規則第三条で定める事由を主たる原因とする人工衛星等の落下、衝突又は爆発によるロケット落下等損害。なお、当該

損害に含まれ、特定補償契約によって補償金の支払い対象となるか否かは、同契約の契約内容にて定められるところによる。

- ・ 責任保険契約

人工衛星等の打上げを行う者のロケット落下等損害（特定ロケット落下等損害を除く。）の賠償の責任が発生した場合において、これをその者が賠償することにより生ずる損失を保険者が埋めることを約し、保険契約者が保険者に保険料を支払うことを約する契約

- ・ 特定補償契約

ロケット落下等損害賠償補償契約のうち、特定ロケット落下等損害を賠償措置額に相当する金額まで補償することを約する法第四十条第一項の規定に基づくロケット落下等損害賠償補償契約

- ・ 超過補償契約

ロケット落下等損害賠償補償契約のうち、損害賠償担保措置に相当する金額を超える部分を補償する法第四十条第二項の規定に基づくロケット落下等損害賠償補償契約

- ・ 補償契約

特定補償契約及び超過補償契約

- ・ 人工衛星管理者

国内に所在する人工衛星管理設備を用いて人工衛星の管理を行う者（以下「人工衛星の管理を行う者」という。）のうち、法第二十条第一項の許可を受けた者

- ・ 人工衛星落下等損害

人工衛星の打上げ用ロケットから正常に分離された人工衛星の落下又は爆発により、地表若しくは水面又は飛行中の航空機その他の飛しょう体において人の生命、身体又は財産に生じた損害。ただし、当該人工衛星の管理を行う者の従業者その他の当該人工衛星の管理を行う者と業務上密接な関係を有する者として内閣府令で定める者がその業務上受けた損害を除く。

4. 適用対象

以下に該当する者には本法に基づく損害賠償責任等が発生する可能性があるため、本ガイドラインを確認されたい。

- (1) 国内に所在し、又は日本国籍を有する船舶若しくは航空機に搭載された打上げ施設を用いて人工衛星等の打上げを行う者。
- (2) 国内に所在する人工衛星管理設備を用いて人工衛星の管理を行う者。

5. 第三者損害賠償制度の概要

本法における第三者損害賠償制度は、主として本法の目的^(※1)の一つである「被害者の保護」を図るために、主に以下の事項を規定している。

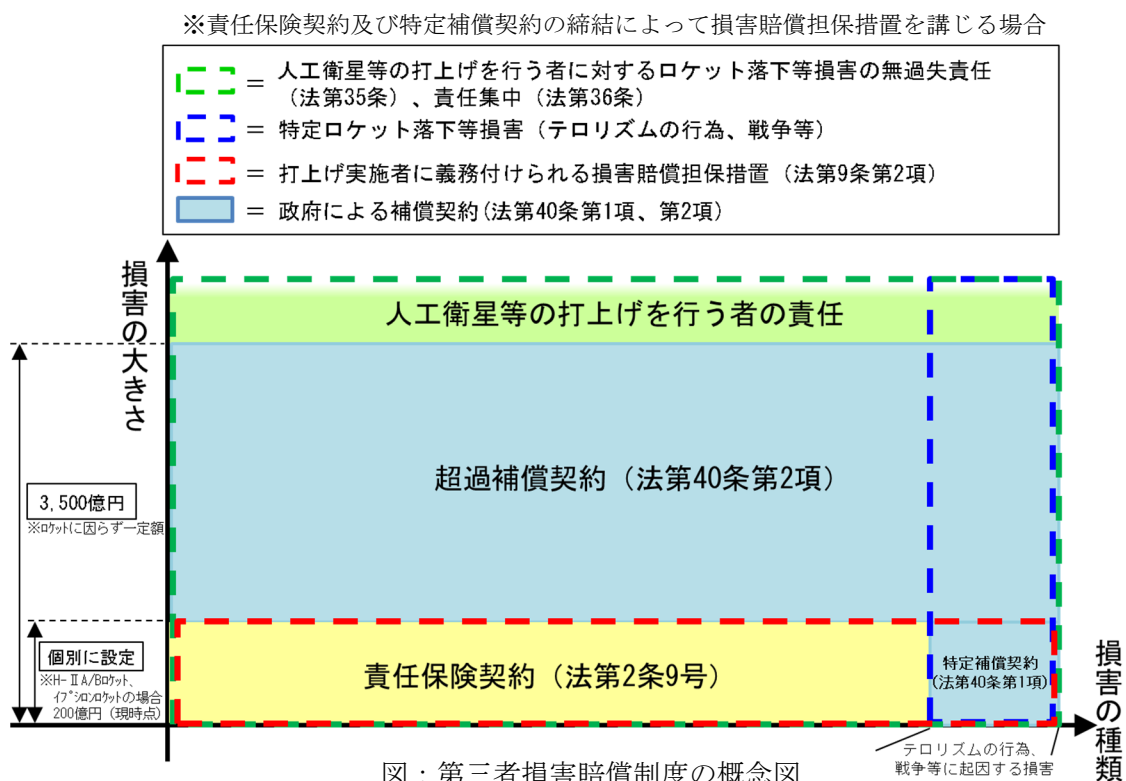
- (1) 次の責任制度を規定。
 - ① 打上げを行う者に対しロケット落下等損害に係る無過失責任（法第三十五条）及び責任集中（法第三十六条）を導入。
 - ② 人工衛星の管理を行う者に対し人工衛星落下等損害に係る無過失責任（法第五十三条）を導入。
- (2) 人工衛星等の打上げを行う者は、損害賠償担保措置を講じていなければ、法第四条第一項の許可を受けた人工衛星等の打上げを行ってはならない旨を規定（法第九条第二項）。
- (3) 政府が打上げ実施者を相手方として特定補償契約^(※2)及び超過補償契約を締結することができる旨を規定（法第四十条第一項、第二項）。

(※1) 本法は、宇宙基本法（平成二十年法律第四十三号）の基本理念にのっとり、我が国における人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に係る許可に関する制度並びに人工衛星等の落下等により生ずる損害の賠償に関する制度を設けることにより、宇宙の開発及び利用に関する諸条約を的確かつ円滑に実施するとともに、公共の安全を確保し、あわせて、当該損害の被害者の保護を図り、もって国民生活の向上及び経済社会の発展に寄与することを目的としている（法第一条）。

(※2) 法第四十条第一項は「契約を締結することができる」となっているが、法第九条第一項において損害賠償担保措置を講じることが義務づけられているため、供託又は相当措置によって損害賠償担保措置を講じる場合を除き特定補償契約及び責任保険契約の締結は必須となる。

【参考】

ロケット落下等損害に係る第三者損害賠償制度（責任保険契約及び特定補償契約の締結によって損害賠償担保措置を講じる場合）における概念図は以下のとおり。詳細は、本ガイドライン各項目に記載の説明を参照のこと。



5.1. ロケット落下等損害に係る賠償責任関係

5.1.1. 無過失責任

1. 法における根拠条文

（無過失責任）

第三十五条 国内に所在し、又は日本国籍を有する船舶若しくは航空機に搭載された打上げ施設を用いて人工衛星等の打上げを行う者は、当該人工衛星等の打上げに伴いロケット落下等損害を与えたときは、その損害を賠償する責任を負う。

2. 趣旨

本条は、人工衛星等の打上げを行う者がロケット落下等損害を与えた場合の無過失責任について定めた規定である。

なお、人工衛星等の打上げに伴い軌道上において人の生命、身体又は財産に与えた損害はロケット落下等損害には含まれず、本条は適用されない。

3. 解説

(1) 考え方

民法第七百九条（不法行為による損害賠償）では、故意又は過失によって他人に損害を与えた者は、その損害に対する損害賠償責任を負う「過失責任」が規定されているが、本条で定める「無過失責任」の規定により、人工衛星等の打上げに伴いロケット落下等損害を与えた者は、故意又は過失の有無に関わらず、人工衛星等の打上げに伴い与えたロケット落下等損害に対する損害賠償責任を負うことになる。

他人の不法行為によって被った損害の損害賠償請求を行う際、被害者は、民法をその請求の根拠とする場合は次の四点を立証する必要があると一般に解されているが、本規定により、ロケット落下等損害の損害賠償請求を行う場合、被害者は次の③の立証は不要ということになる。

- ① 損害が現に生じていること（損害の発生）
- ② その損害が加害者の行為によって生じたこと（因果関係）
- ③ 加害者の故意又は過失による行為であること（故意過失）
- ④ 被害者の権利又は利益が違法に侵害されたこと（違法性）

(2) ロケット落下等損害に係る無過失責任を負う者

ロケット落下等損害に対する無過失責任を負う主体は、文字どおり、「国内に所在し、又は日本国籍を有する船舶若しくは航空機に搭載された打上げ施設を用いて人工衛星等の打上げを行う者」を意味する。すなわち、法第四条第一項の許可を受けた人工衛星等の打上げだけではなく、国が行う人工衛星等の打上げ（この場合は法第五十七条第一項の規定により法第四条第一項の許可は不要）や法第四条第一項の許可を受けずに違法に行われた人工衛星等の打上げにより与えたロケット落下等損害についても、その打上げを行った者は無過失責任を負うことになる。

(3) ロケット落下等損害に対し無過失責任を課す理由

人工衛星等の打上げを行う者に対しロケット落下等損害に係る無過失責任を課す規定を定めた理由として、主に次の点が挙げられる。

- ① 人工衛星等の打上げは、それ自体が危険性を有する行為であり、自ら危険を作り出しコントロールする者は、その危険の結果である損害について責任を負うべきであること（危険責任）。
- ② 人工衛星等の打上げは高度な先端技術に基づいており、被害者側がこのような技術における加害者側の故意又は過失を立証することは酷であること。

5.1.2. 責任集中

1. 法における根拠条文

(責任の集中)

第三十六条 前条の場合において、同条の規定により損害を賠償する責任を負うべき人工衛星等の打上げを行う者以外の者は、その損害を賠償する責任を負わない。

2 ロケット落下等損害については、製造物責任法（平成六年法律第八十五号）の規定は、適用しない。

3 第一項の規定は、原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第百四十七号）の適用を排除するものと解してはならない。

2. 趣旨

本条は、人工衛星等の打上げを行う者に責任を集中させ、その者以外の者は責任を負わない旨を規定（第一項）するとともに、この責任集中を徹底するために、製造業者等の損害賠償責任を定めた製造物責任法（平成六年法律第八十五号）の規定を適用しない旨を規定したものである（第二項）。なお、第三項は、万が一、本法と原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第百四十七号）（以下「原賠法」という。）の責任集中規定が競合する事態が発生した場合の取り扱いを規定している。

3. 解説

(1) 責任集中の対象者

本条に基づきロケット落下等損害の損害賠償責任が集中する者は、法第三十五条に基づき同損害に対し無過失責任を負う者と同一である。

(2) 第一項

本項では、ロケット落下等損害を与えた人工衛星等の打上げを行った者以外の者は、ロケット落下等損害を賠償する責任を負わないことを明確化している。すなわち、例えば人工衛星等の打上げを行った者以外の者による過失が原因でロケット落下等損害が発生した場合、その原因を与えた（人工衛星等の打上げを行った者以外の）者は、民法第七百九条（不法行為による損害賠償）や第七百十九条（共同不法行為者の責任）等に基づく賠償責任を有するものと解される余地があるが、本項により、当該人工衛星等の打上げを行った者以外の者は、ロケット落下等損害を賠償する責任を有しないこととなる。

(3) 第二項

本項は、ロケット落下等損害に対しては製造物責任法を適用除外とする旨を明確に定め、第一項で定める打上げ実施者に対する責任集中を担保するためのものである。

(4) 第三項

原賠法は原子力損害に係る損害賠償責任を原子力事業者に、本法はロケット落下等損害に係る損害賠償責任を人工衛星等の打上げを行う者にそれぞれ集中する旨を定め、共に民法の損害賠償に関する規定の特例として民法第七百九条等の規定の適用を排除し、責任を集中した者以外の者が損害賠償責任を負わないことを明確化している。このため、万が一、人工衛星等が原子力施設に落下したことを原因とする原子力損害が発生した場合、ロケット落下等損害に原子力損害が包含されることとなり、両法の責任集中の規定が競合することになる。本項は、原子力損害については原賠法に基づく原子力事業者の賠償責任が発生し、同法に基づく政府補償制度が発動することを想定し規定されたものである。

(5) 責任集中を定める理由

人工衛星等の打上げを行う者にロケット落下等損害の責任を集中する規定を定めた理由として、主に次の点が挙げられる。

① 被害者救済

人工衛星等の打上げには、(i)打上げ実施者、(ii)打上げ施設の管理・運営者、(iii)人工衛星の打上げ用ロケットの製造業者、(iv)打上げ実施者に対して人工衛星の打上げ用ロケットによる人工衛星の軌道への投入を依頼した衛星顧客、(v)人工衛星の製造業者又は輸入業者、といった多数の者が関わるため、責任を(i)打上げ実施者に集中することにより、被害者にとってはロケット落下等損害に係る損害賠償請求先が明確となり、また、本法により損害賠償担保措置を講じる義務を課す者及び国が補償契約を締結する相手方を特定することで当該損害を賠償すべき者の賠償資力を確実に担保し被害者の保護に資すること。

② 産業振興

人工衛星等の打上げを行う者に責任を集中し、人工衛星等の打上げの用に供された資材その他の物品又は役務の提供をした者^(※)等が賠償責任を負うリスクを排除することにより、これらの事業への参入を促進させるとともに、我が国の打上げ実施者の国際競争力を向上させること。

(※)「人工衛星等の打上げの用に供された資材その他の物品又は役務の提供をした者」とは、人工衛星等の打上げの用に供された物品又は役務を何らかの態様で提供する者であれば足り、具体には、打上げ用ロケット又は人工衛星の製造した者及びこれらの部品を製造した者の他、これら売買等の仲介や輸入を行った者、人工衛星等の所有者並びに人工衛星等の打上げを委託した者を含む。

5.1.3. 裁判所によるしん酌

1. 法における根拠条文

(賠償についてのしん酌)

第三十七条 前二条の規定にかかわらず、ロケット落下等損害の発生に関して天災その他の不可抗力が競合したときは、裁判所は、損害賠償の責任及び額を定めるについて、これをしん酌することができる。

2. 趣旨

本条は、ロケット落下等損害の発生に関し、人工衛星等の打上げを行う者が如何なる注意を払っても避けようのない天災その他の不可抗力が競合した場合は、人工衛星等の打上げを行う者の損害賠償責任の有無又は損害賠償責任の額について、裁判所がしん酌することができる旨を規定している。

3. 解説

(1) 考え方

まず、本法では、主に以下の理由から、ロケット落下等損害の賠償責任に係る免責事由を設定していない。

① 法第三十五条の解説で述べたとおり、人工衛星等の打上げという危険な行為を管理し支配しているのは人工衛星等の打上げを行う者であって、被害者側による損害の軽減や回避措置がほぼ不可能であることに鑑みれば、人工衛星等の打上げを行う者の免責事由を設定し被害者にリスクを負わせることについては、慎重であるべきであること。

② 人工衛星等の打上げは継続的な活動ではなく時を選び得る行為であることから、打上げの安全確保に関係し得る事態が生じている場合には打上げ行為を差し控えることで損害の発生を回避することが可能であることに鑑みると、人工衛星等の打上げについて、敢えて、免責事由を具体的に設定する必要性がそもそも低いこと。

しかし、ロケット落下等損害の発生に関し人工衛星等の打上げを行う者が如何なる注意を払っても避けようのない不可抗力が競合した場合にまで、その損害の責任について一切の例外を認めないことは当該者にとって酷であることから、大気汚染防止法や水質汚濁防止法の例に倣い本規定を設け、裁判所は、ロケット落下等損害に係る賠償責任そのものを免責、或いは賠償すべき金額を減額することができることとしている。

5.1.4. 求償権の制限

1. 法における根拠条文

(求償権)

第三十八条 第三十五条の場合において、他にその損害の発生の原因について責任を負うべき者がるときは、同条の規定により損害を賠償した者は、その者に対して求償権を有する。ただし、当該責任を負うべき者が当該人工衛星等の打上げの用に供された資材その他の物品又は役務の提供をした者（当該人工衛星等の打上げの用に供された打上げ施設を管理し、及び運営する者を除く。）であるときは、当該損害がその者又はその者の従業者の故意により生じたものである場合に限り、その者に対して求償権を有する。

2 前項の規定は、求償権に関し書面による特約をすることを妨げない。

2. 趣旨

本条は、ロケット落下等損害を賠償した者による「当該人工衛星等の打上げの用に供された資材その他の物品又は役務の提供をした者（当該人工衛星等の打上げの用に供された打上げ施設を管理し、及び運営する者を除く。）」に対する求償権の発生を、その損害が故意により発生した場合に制限するための規定である。

3. 解説

(1) 第一項

① 第一項柱書

ロケット落下等損害の発生の原因について責任を負うべき者が当該人工衛星等を打上げた者の他にいる場合は、その者に対し、同損害を賠償した者が求償権を有する旨を規定している。当該規定は、次に解説する本項ただし書を規定するために、一般原則に基づけば当然のことを規定しているものである。

② 第一項ただし書

本項ただし書は、「当該人工衛星等の打上げの用に供された資材その他の物品又は役務の提供をした者（当該人工衛星等の打上げの用に供された打上げ施設を管理し、及び運営する者を除く。）」に対し発生する求償権の発生要件を、故意による場合に限定する（すなわち、過失等による場合には求償権は発生しないこととする）ためのものである。本規定により、ロケット落下等損害の発生の原因について責任を負うべき者が当該人工衛星等を打上げた者の他に存在する場合において、その者が次の（i）～（iii）のいずれに該当するかに応じて⇒以降のとおり、その損害を賠償した者に求償権が発生することになる。

- (i) 「当該人工衛星等の打上げの用に供された資材その他の物品又は役務の提供をした者（当該人工衛星等の打上げの用に供された打上げ施設を管理し、及び運営する者を除く。）」である場合

⇒本項ただし書が適用され、当該求償権は、当該損害が故意により発生した場合に限り、発生する。

- (ii) 「当該人工衛星等の打上げの用に供された打上げ施設を管理し、及び運営する者」である場合

⇒本項ただし書の適用対象から除かれているため本項柱書が適用され、一般原則に基づき求償権が発生する。

- (iii) 「上記 (i) 及び (ii) 以外の者」である場合

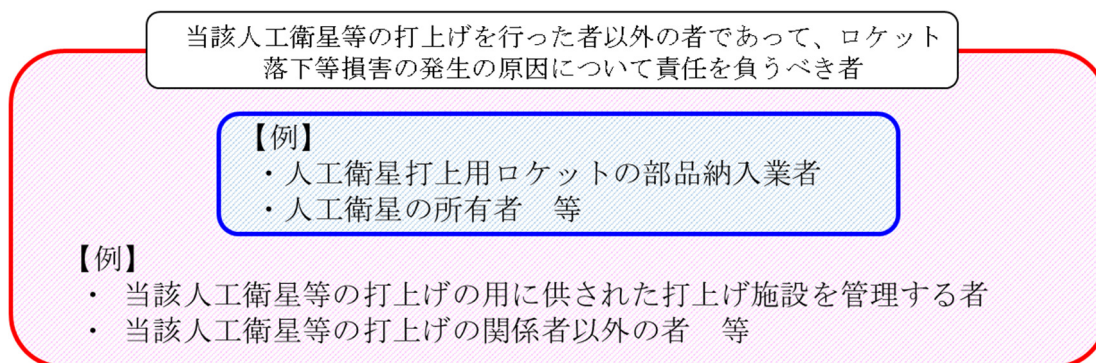
⇒本項柱書が適用され、一般原則に基づき求償権が発生する。

【補足】

上記 (i) ～ (iii) の関係を示した図を下記に示す。

 : (i) に該当し、故意による損害の場合に限り求償権が発生する。

 : (ii) または (iii) に該当し、一般原則に基づき求償権が発生する。



図：法第三十八条第一項に基づく求償権の発生について

- (2) 「当該人工衛星等の打上げの用に供された資材その他の物品又は役務の提供をした者（当該人工衛星等の打上げの用に供された打上げ施設を管理し、及び運営する者を除く。）」に対する求償権の発生要件の制限を設けた理由

同旨の制度が米国及び仏国の法令において採用されている一方、この制限を設けることで、我が国の部品メーカー等が損害賠償リスクを恐れることなく人工衛星の打上げ用ロケットや人工衛星に供する資材等を提供、又は、人工衛星の打上げを委託する者が同様に損害賠償リスクを恐れることなく我が国の打上げ実施者に人工衛星等の打上げを委託することができ、もって我が国の人工衛星等の打上げに関係する産業の振興に資するためである。

(3)「当該人工衛星等の打上げの用に供された打上げ施設を管理し、及び運営する者」
に対しては求償権の制限を設けなかった理由

「人工衛星等の打上げの用に供された打上げ施設を管理し、及び運営する者」は、人工衛星等の打上げに関して、第三者の安全の確保に当たって特に重要な役割を担うことが期待されるためである。

(4) 第二項

本項は、当事者間の求償権に関し、第一項の規定と異なる内容の取り決めを行う特約を書面にて当事者間で締結することは妨げない旨を明確化する規定である。

5.2. 人工衛星落下等損害に係る賠償責任関係

5.2.1. 無過失責任

1. 法における根拠条文

(無過失責任)

第五十三条 国内に所在する人工衛星管理設備を用いて人工衛星の管理を行う者は、当該人工衛星の管理に伴い人工衛星落下等損害を与えたときは、その損害を賠償する責任を負う。

2. 趣旨

本条は、人工衛星の管理を行う者が人工衛星落下等損害を与えた場合の無過失責任について定めた規定である。

なお、人工衛星の管理に伴い軌道上において人の生命、身体又は財産に与えた損害は人工衛星落下等損害には含まれず、本条は適用されない。

3. 解説

(1) 考え方

ロケット落下等損害の無過失責任の考え方(5.1.1. 無過失責任3. 解説(1))と同じ考え方に基づく。

(2) 無過失責任を負う者

人工衛星落下等損害に対する無過失責任を負う主体は、文字どおり、「国内に所在する人工衛星管理設備を用いて人工衛星の管理を行う者」を意味する。すなわち、法第二十条第一項の許可を受けた人工衛星の管理だけではなく、国による人工衛星の管理(この場合は法第五十七条第二項の規定により法第二十条第一項の許可は不要)や法第二十条第一項の許可を受けずに違法に行われた人工衛星の管理により与えた人工衛星落下等損害についても、その人工衛星の管理を行った者は無過失責任を負うことになる。

(3) 無過失責任を課す理由

人工衛星の管理は高度な先端技術に基づいており、被害者側がこのような技術における加害者側の故意又は過失を立証することは酷であること等による。

5.2.2. 裁判所によるしん酌

1. 法における根拠条文

(賠償についてのしん酌)

第五十四条 前条の規定にかかわらず、人工衛星落下等損害の発生に関して天災その他の不可抗力が競合したときは、裁判所は、損害賠償の責任及び額を定めるについて、これをしん酌することができる。

2. 趣旨

本条は、人工衛星落下等損害の発生に関し、人工衛星の管理を行う者が如何なる注意を払っても避けようのない天災その他の不可抗力が競合した場合は、人工衛星の管理を行う者の損害賠償責任の有無又は損害賠償責任の額について、裁判所がしん酌することができる旨を規定している。

3. 解説

まず、本法では、人工衛星の地表等への落下に関し被害者側による損害の軽減や回避措置がほぼ不可能であることに鑑みれば、人工衛星の管理を行う者の免責事由を設定し被害者にリスクを負わせることについては、慎重であるべきと解されること等の理由から、人工衛星落下等損害の賠償責任に係る免責事由を設定していない。しかし、人工衛星落下等損害の発生に関し人工衛星の管理を行う者が如何なる注意を払っても避けようのない不可抗力が競合した場合にまで、その損害の責任について一切の例外を認めないことは当該者にとって酷であることから、大気汚染防止法や水質汚濁防止法の例に倣い本規定を設け、裁判所は、人工衛星落下等損害に係る賠償責任そのものを免責、或いは賠償すべき金額を減額することができることとしている。

5.3. 打上げ実施者に義務付けられる損害賠償担保措置

1. 法における根拠条文

(損害賠償担保措置を講ずべき義務)

第九条 打上げ実施者は、損害賠償担保措置を講じていなければ、第四条第一項の許可を受けた人工衛星等の打上げを行ってはならない。

2 前項に規定する「損害賠償担保措置」とは、ロケット落下等損害賠償責任保険契約及びロケット落下等損害賠償補償契約（特定ロケット落下等損害に係るものに限る。）の締結若しくは供託であって、その措置により、人工衛星の打上げ用ロケットの設計、打上げ施設の場所その他の事情を勘案し、ロケット落下等損害の被害者の保護を図る観点から適切なものとして内閣府令で定める金額（第四十条第一項及び第二項において「賠償措置額」という。）をロケット落下等損害の賠償に充てることができるものとして内閣総理大臣の承認を受けたもの又はこれらに相当する措置であって内閣総理大臣の承認を受けたもの（同条第二項において「相当措置」という。）をいう。

2. 考え方

人工衛星等の打上げにより万が一ロケット落下等損害を与えた場合であっても、打上げ実施者が被害者に対し十分な賠償を行うことができ被害者が確実に保護されることを目的に、打上げ実施者に対し、損害賠償担保措置を講じていなければ人工衛星等の打上げを行ってはならない旨が定められている。

3. 損害賠償担保措置の種類

打上げ実施者は次のいずれかによって損害賠償担保措置を講じなければならない。

- (1) 責任保険契約及び特定補償契約の締結であって、内閣総理大臣の承認を受けたものの。
- (2) 供託であって、内閣総理大臣の承認を受けたものの。
- (3) 上記(1)又は(2)に相当する措置であって、内閣総理大臣の承認を受けたもの（相当措置）

【参考】

本法では、ロケット落下等損害に対して損害賠償担保措置を講じることを打上げ実施者に義務付けているが、人工衛星落下等損害に対しては同措置を講じることは人工衛星管理者に義務付けていない。その理由は主に次の点が挙げられる。

- (1) 軌道上の人工衛星が地球へ落下する際は全部若しくは大部分が大気圏で燃え尽き、仮に一部が燃え残った場合でも海等の第三者損害を与えない場所へ落下する可能性が高いと考えられ、一般に、地上等で第三者損害を引き起こすリスクは人工衛星等の打上げの際よりも低いと考えられること。

- (2) 人工衛星落下等損害に対して賠償措置（人工衛星落下等損害に係る第三者損害賠償責任保険等の締結等）を講じることを義務付けることは国際的な趨勢とはなっておらず、同措置を講じることを本法で義務付けると我が国の人工衛星の管理に係る産業の国際競争力を阻害する懸念があること。

4. 賠償措置額

人工衛星の打上げ用ロケットの設計、打上げ施設の場所その他の事情を勘案し、ロケット落下等損害の被害者の保護を図る観点から適切なものとして、規則第九条の二別表に定める金額である。

【参考】

現時点、規則第九条の二別表は以下のとおり定めている。

別表（第九条の二関係）

人工衛星の打上げ用ロケット	金額
H－Ⅱ A ロケット	二百億円
H－Ⅱ B ロケット	二百億円
イプシロンロケット	二百億円

5.3.1. 責任保険契約及び特定補償契約の締結

責任保険契約及び特定補償契約の締結により損害賠償担保措置を講じようとする場合、次の①～③の順で手続きを行うこととなる。

- ①：打上げ実施者と民間の保険会社との間で責任保険契約を締結
- ②：打上げ実施者と政府との間で特定補償契約を締結
- ③：打上げ実施者から内閣総理大臣へ損害賠償担保措置の承認に係る申請を実施

5.3.2. 供託

供託により損害賠償担保措置を講じようとする場合は、まず打上げ実施者は打上げ実施者の主たる事務所の最寄りの法務局又は地方法務局に、金銭又は規則で定める有価証券（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二百七十八条第一項に規定する振替債を含む。）により供託を行い、その後内閣総理大臣へ損害賠償担保措置の承認に係る申請を行うこととなる。詳細は法及び規則を確認すること。

5.3.3. 相当措置

相当措置により損害賠償担保措置を講じようとする場合は、まず責任保険契約及び特定補償契約の締結若しくは供託に相当する措置^(※)を講じ、その後内閣総理大臣へ損害賠償担保措置の承認に係る申請を行うこととなる。

(※) 本措置の具体的な例としては、賠償措置額に相当する金額までロケット落下等損害を賠償する旨の外国政府による保証等が考えられる。

5.4. ロケット落下等損害を賠償することにより生ずる損失に対する政府の補償

人工衛星等の打上げを行う者に対してロケット落下等損害に対する無過失責任、責任集中が適用される一方、打上げ実施者が被害者へ十分な賠償を行うことができるための資力を担保すること等の目的から、責任保険契約その他の措置によっては埋めることができないロケット落下等損害を打上げ実施者が賠償することにより生ずる損失を政府が補償する仕組みとして補償契約が導入されている。この補償契約は「特定補償契約」と「超過補償契約」の2種類の契約に分類され、それぞれの概要は次項で述べるとおりである。

なお、補償契約はロケット落下等損害に対してのみ規定されており、人工衛星落下等損害に対しては規定されていないため注意すること。

5.4.1. 補償契約に共通する事項

特定補償契約及び超過補償契約に共通する事項について、次のとおり解説する。

5.4.1.1. 補償契約の締結に関して

1. 考え方

特定補償契約及び超過補償契約ともに、政府と打上げ実施者の間で契約を取り交わし、この契約で定められるところに従い、政府及び打上げ実施者双方において契約に基づく権利義務が発生する。

5.4.1.2. 契約期間と契約の効力

1. 契約の期間

契約の期間は法第四十一条で定めるとおり、「その締結の時から当該人工衛星等の打上げを終える時まで」である。

「締結の時」とは「補償契約に政府及び打上げ実施者が記名押印した時」であり、「人工衛星等の打上げを終える時」は法第二条第五号に定義する「人工衛星等の打上げ」を終えるとき、すなわち、人工衛星の打上げ用ロケットが「一定の速度及び高度に達した時点」で当該人工衛星を分離した時」を意味する。

2. 契約の効力

上記1. 契約の期間に関わらず、次項で詳述する条件のもと契約期間の終了後も当該契約に基づく権利義務その他の法律関係は継続し、この効力に基づき、打上げ実施者は、契約期間の終了後であっても当該契約に基づく政府への通知義務等は継続し、また、政府としても、契約条件を満たすロケット落下等損害が発生した場合には打上げ実施者に対して補償金を支払う義務が生じることになる。

3. 契約期間終了後も契約の効力が有効であるための主な条件

契約期間終了後も契約の効力が有効であり続け、例えば打上げ数年後に発生したロケット上段部等による落下等損害に対して補償契約から補償金が支払われるためには次の（1）及び（2）を満たしている必要がある。

（1）責任保険契約その他の内閣総理大臣の承認を得たロケット落下等損害の賠償に充てることができる措置が事故の発生時まで途切れ無く有効に存在していること

法の定義上、補償契約は責任保険契約その他のロケット落下等損害の賠償に充てることができる措置の存在が前提となっている。このため、特定補償契約及び超過補償契約は、次を満たさない限り、その効力は失効する。

○特定補償契約：責任保険契約が適正な条件で有効に存在していること^(※)。

○超過補償契約：①特定補償契約及び責任保険契約の締結により損害賠償担保措置を講じた場合にあっては、両契約が適正な条件で有効に存在していること。

②供託若しくは特定補償契約及び責任保険契約の締結に相当する措置により損害賠償担保措置を講じた場合にあっては、それらが適正な内容で有効に存在していること。

（2）打上げ実施者が補償契約に基づく通知義務等に違反していないこと

補償契約には契約上の通知義務等が定められており、仮にこれに違反した場合には、政府は、当該補償契約の効力を失わせることができることとしている。

（※）一般的に、責任保険契約の保険責任期間は打上げから1年間である。このため、「責任保険契約が適正な条件で有効に存在している」状態を維持するためには、責任保険契約の満了後はその継続契約（打上げ時に締結した責任保険契約（特定補償契約とセットで損害賠償担保措置を成したもの）と同等の保険金額及び補償範囲の責任保険契約であって、満期を迎えた責任保険契約の保険責任期間の満了の時若しくはそれ以前から保険責任期間が始まっているものをいう）を締結し続け、打上げ時と同等条件の責任保険契約が途切れること無く有効に存在させておくことが必要となる。

5.4.1.3. 契約期間終了後に発生した損害の取扱い

1. 考え方

補償契約で補償対象となる損害は、補償契約期間中に行われた原因行為（＝人工衛星等の打上げ）により与えたロケット落下等損害（法第四十二条）であり、その損害が補償契約期間を終えてから発生した場合であっても本契約で補償され得る。具体的には、例えば打上げから数年後に当該ロケット上段部等によるロケット落下等損害が発生した場合であっても、その損害が打上げ時に締結した補償契約の契約の期間中になされた人工衛星等の打上げにより与えたものであり、かつ、補償契約がその損害が発生した時まで有効であれば、打上げ時に締結した補償契約で補償し得る。

2. ロケット上段部等による制御再突入の結果発生したロケット落下等損害の取扱い

現に一部のロケットで実施されているロケット上段部等による制御再突入は打上げ時の一連の行為に含まれると解されるため、ロケット上段部等による制御再突入の結果発生したロケット上段部等による落下等損害についても、本補償契約で補償対象となると考えられる。

3. 1回の打上げに起因するロケット落下等損害が間隔を開けて複数回発生した場合の取扱い

理論上、打上げ直後にロケット第一段による落下等損害が発生し、更に、打上げ数年後にロケット上段部等による落下等損害が発生するケースも想定し得るが、このような場合、これらの損害はいずれもロケット落下等損害に含まれるため、両損害共に補償契約にて補償の対象となり得る。よって、例えば第一段によるロケット落下等損害に対し補償金が支払われた場合でも、補償契約の効力が有効である場合においては、その数年後に発生したロケット上段部等による落下等損害も同一の補償契約によって補償の対象となり得る。

5.4.1.4. 補償料

特定補償契約、超過補償契約ともに、契約の締結に当たっての補償料は無料である。

5.4.1.5. 財務大臣協議

1. 法における根拠条文

(業務の管掌)

第四十七条 この節に規定する政府の業務は、内閣総理大臣が管掌する。

2 内閣総理大臣は、ロケット落下等損害賠償補償契約を締結しようとするときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

2. 解説

補償契約の締結にあたり、内閣総理大臣は、法第四十七条第二項に基づきあらかじめ財務大臣へ協議しなければならない。この協議には、協議内容によっては一定の期間が必要となる場合が考えられるため、人工衛星等の打上げを行う者は打上げ予定が決まり次第なるべく早く内閣府宇宙開発戦略推進事務局（以下「事務局」という。）へ連絡することを推奨する。

5.4.1.6. 政府が一会計年度に締結できる補償契約の契約金額の合計の上限

1. 法における根拠条文

(ロケット落下等損害賠償補償契約の締結の限度)

第四十三条 政府は、一会計年度内に締結するロケット落下等損害賠償補償契約に係る契約金額の合計額が会計年度ごとに国会の議決を経た金額を超えない範囲内で、ロケット落下等損害賠償補償契約を締結するものとする。

2. 解説

法第四十三条で定められているとおり、政府が一会計年度内に締結することができる補償契約の契約金額の合計は「国会の議決を得た金額」を超えない範囲内としなければならない。この「国会の議決を得た金額」は、当該年度における一般会計予算・予算総則第十一条（損失補償契約等の限度額）における「人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律」第43条の規定による金額の限度」に記載される金額のことである。

3. 政府が会計年度に締結できる補償契約の契約金額の合計の上限の算出について

上記2. のとおり、政府が一会計年度内に締結することができる補償契約には限度が存在し、また、予算決定のプロセスの関係上、その金額は前年度の12月末には決定しなければならない。他方、ロケット又は人工衛星の不具合や天候不良等の要因により年度をまたいで打上げが遅延することも想定され、また、翌年度早々に打上げる場合は当該年度中に補償契約を締結する必要性も生じうる。このため、当該上限額を決めるにあたっては、これらを勘案のうえ、当該年度に補償契約を締結し得る打上げの最大数に対し、1打上げ毎に想定される契約金額である3,500億円（特定、超過補償契約の合計）を乗じて算出さ

れる。

4. 政府が一会計年度に締結できる補償契約の契約金額の上限の決定までのステップ

政府が一会計年度に締結できる補償契約の契約金額の上限額は、次の①～④ステップで決定される。ただし、必要な諸手続きを円滑に進められるよう、打上げ予定が決まり次第事務局へ連絡することを推奨する。

①：打上げ予定を事務局へ連絡（前年度12月初旬まで）

⇒対象期間は前年度12月から翌年度5月頃^(※)まで。

(※) 当該年度中に、当該打上げに係る補償契約を締結し得るため。

②：3,500億円×〔当該年度に補償契約を締結し得る打上げの最大数〕を事務局から財務省へ要求（前年度12月初旬から中旬目途）

③：この金額が記載された一般会計予算（案）の国会提出（前年度の1月目途）

④：予算成立（前年度3月中目途）

上記ステップ毎の対応期間、事務局へ連絡すべき打上げ予定の期間等を示す図を下に示す。

年度	前年度					当該年度														
月	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	
上限額決定までの 手続き (STEP①～④)	①:事務局への打上げ 予定の連絡期限 ②:事務局から財務省へ要求 ③:予算案国会提出 (予算審議) ④:予算成立																			
人工衛星等の打上げ 予定の例	Aロケット (前年度2月予定)					Bロケット (当該年度7月予定)					Cロケット (当該年度11月予定)									
人工衛星等の打上げ 予定を事務局へ連絡 すべき期間						打上げ予定を事務局へ連絡すべき期間 (前年度12月～翌年度5月頃まで) ⇒打上げ予定が上記例の場合、Aロケットも含めた3本分を 財務省へ要求することになる。														

図：ステップ毎の対応期間、事務局へ連絡すべき打上げ予定の期間等

5.4.2. 特定補償契約固有の事項

1. 特定補償契約の概要

本補償契約は、責任保険契約によっては埋めることができない特定ロケット落下等損害を0円から賠償措置額に相当する金額までを補償するものである。本補償契約は責任保険契約とセットで損害賠償担保措置を成すものであり、法第九条第一項において損害賠償担保措置を講じることが義務づけられていることから、供託又は相当措置によって損害賠償担保措置を講じる場合を除き、本契約の締結は打上げ実施者にとって必須となる。

2. 責任保険契約との関係

一般に、保険金が支払われない場合を定める免責事由等が規定されない責任保険契約を手配することは不可能である^(※)ため、特定補償契約は、万が一、これらの免責事由等を原因とするロケット落下等損害（具体的にはテロリズムの行為、戦争等を主たる原因とするロケット落下等損害）が発生した場合に補償金を支払う契約である。ただし、次の観点から、特定補償契約の締結にあたっては、責任保険契約が適正な条件となっていること（保険料負担の軽減等の目的から不当に補償範囲が狭く設定されていないこと等）が要件となる。責任保険契約の締結にあたっては、事前に事務局に相談することを推奨する。

○観点1：責任保険契約及び特定補償契約によって十分な範囲、金額までのロケット落下等損害がカバーされること

○観点2：打上げ実施者自らが保険料を負担して責任保険契約に転嫁すべきリスクまでを国が肩代わり（特定補償契約で補償）することにならないこと

(※) 我が国の保険会社で加入可能な責任保険契約は、リスクの平準化及び安定した保険引受サービスの提供のために日本航空保険プールが活用されており、当該プールの保有限度額を超過するリスクに対しては、国際保険市場において再保険契約が手配されることとなる。しかし、この再保険契約には各種の免責事由等が規定されることが通例となっており、打上げ実施者が保険会社との間で締結する責任保険契約においても、再保険契約と同様の免責事由が規定されることとなる。また、再保険契約が手配されない（つまり日本航空保険プールの保有限度額以下の保険金額の）責任保険契約であっても、再保険契約が手配される責任保険契約と同等の免責事由が規定されることが通例となっている。

5.4.3. 超過補償契約固有の事項

1. 超過補償契約の概要

本契約は、賠償措置額に相当する金額から3,500億円までの部分のロケット落下等損害を補償するものである。特定補償契約とは異なり、本補償契約の締結義務は打上げ実施者に課されていない。

2. 損害賠償担保措置との関係

本契約は、損害賠償担保措置により賠償措置額までのロケット落下等損害が埋められるときに限り、発動する。

6. 損害賠償担保措置の変更

損害賠償担保措置を変更しようとする場合は、あらかじめ、規則第九条の四の規定に基づき変更の申請を行い、変更の承認を得る必要がある。損害賠償担保措置を特定補償契約及び責任保険契約によって講じた場合にあっては、責任保険契約は損害賠償担保措置の一部を成すため、責任保険契約の契約内容の変更を行う際も損害賠償担保措置の変更に該当し、変更の承認が必要となる。責任保険契約に係る手続きが当該変更に該当するか否かについて、あらかじめ事務局へ相談することを推奨する。

7. 本ガイドラインの見直し

本ガイドラインは、本ガイドラインの制定時における責任保険契約約款その他の事情を基に作成しているが、今後の状況変化を踏まえ、適切に見直しを行うものとする。